

法人向け長期平準定期保険等の取扱い改正案

Q：法人向け長期平準定期保険等の法人税基本通達改正案について解説して下さい。

A：長期平準定期保険等の経費算入が制限されます。

1. 現行の長期平準定期保険等の取扱い：長期平準定期

保険等の取扱いを定める現行の法人税個別通達は、保険期間や被保険者の加入年齢に着目して支払保険料の一部を資産計上する仕組みとなっています。

現行制度	長期平準定期保険	1/2損金（保険期間の6割相当を経過するまで）	
	逓増定期保険	満期時の被保険者年齢 > 80歳 かつ 契約年齢+保険期間×2 > 120	1/4損金
		満期時の被保険者年齢 > 70歳 かつ 契約年齢+保険期間×2 > 95	1/3損金
		満期時の被保険者年齢 > 45歳	1/2損金
上記以外	全額損金		

2. 長期平準定期保険、逓増定期保険の概要：長期平

準定期保険：保険金額が一定、保険期間が一般定期保険より長く、解約返戻率が高いのが特徴です。保険期間の前半6割まで保険料の2分の1を損金処理します。返戻率のピークが長く、長期間経過後解約返戻率が100%近くになります。逓増定期保険：保険金額が保険期間経過に応じて逓増するのが特徴です。解約時期により70～90%の解約返戻率となります。

3. 改正の趣旨：長期平準定期保険等は、保険期間の前

半に支払う保険料の中に多額の前払保険料が含まれ、中途解約時に前払保険料の多くが返戻され「節税保険」と言われてきました。この度、国税庁は、解約時返戻率が高い保険については貯蓄性が高く本来の保険の趣旨とは違うものとし、保険種類に関係なく税務上の経費算入割合を統一しました。

4.改正適用時期：改正の適用開始は未定。改正通達発表後の契約に係る保険料に適用される見込みです。

5.改正の内容：平成31年4月に国税庁より、法人向

け定期保険等の法人税基本通達改正案が公開されました。法人が加入する役員等を被保険者とする保険契約で最高解約返戻率が50%を超える定期保険等については、最高解約返戻率に応じて下記のように取扱う事になる見込みです（令和元年5月10日現在）。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額(残額を損金算入)
50%超70%以下	保険期間の前半4割相当の期間 1	当期支払保険料×40%
70%超85%以下		当期支払保険料×60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日 ²	当期支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）

1資産計上分の取崩し：保険期間の7.5割期間経過後から保険期間終了の日までの期間。

2資産計上分の取崩し：最高解約返戻率となる期間経過後から保険期間終了の日までの期間。

平成31年6月
税理士法人石井会計